

盛岡市・花蓮市友好都市提携記念碑設置業務委託 仕様書

1 委託業務名

盛岡市・花蓮市友好都市提携記念碑設置業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務委託期間

契約締結の日から令和3年10月29日まで

3 委託内容

盛岡市と台湾・花蓮市の交流は、2000年に台湾・台北市で開催された台北国際旅行博で盛岡山車を紹介し、台湾観光協会により花蓮豊年祭と盛岡山車との合同祭の可能性について打診されたことより始まり、以降、花蓮市で開催されるパレードに盛岡山車が参加するなど、約20年に及ぶ相互訪問を繰り返すことで交流を深め、令和元年11月に友好交流協定を締結した。

令和2年11月には花蓮市内に友好都市提携記念碑が設置されたことから、盛岡市においても、花蓮市との友好交流の周知と、さらなる交流の深化を図るため、記念碑を設置するもの。

(1) 概要

記念碑のデザイン、設計、制作、設置工事

(2) 工期

契約締結日の翌日から令和3年10月4日（月）

※令和3年10月23日（土）に除幕式実施予定

(3) 委託契約上限額

金1,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) その他

受注者は、発注者と受注者で協議のうえ、必要と認められる書類については提出しなければならない。

4 記念碑の仕様に関する事項

(1) 記念碑のデザイン

記念碑のデザインは、本業務の趣旨を十分に踏まえたものとする。

ア 記念碑は台湾の形を模したのとし、正面に「花蓮市 盛岡市 友好都市提携記念碑」及び別紙1の盟約書の内容を記載すること。

また、台湾の花蓮縣に該当する箇所は大理石を用いて強調するとともに、花蓮市の所在がわかるようにすること。

イ 友好都市提携のきっかけとなった盛岡秋まつりをモチーフとした意匠を加えるな

ど、花蓮市と盛岡市の友好を象徴するデザインとすること。

ウ 記念碑の裏面は、盛岡市の形の模様を入れ、「盛岡市」の記載をすること。

エ 記念碑（台座等を作る場合は、台座を含む）の全高は概ね 1,500 mm程度とすること。

オ 周囲の景観に配慮したデザイン、色彩とすること。

(2) 設置場所

記念碑の設置場所は、岩手県盛岡市内丸 1 - 5 5 岩手公園内、別紙 2 のとおりとする。

(3) 記念碑の構造や材質

ア 設置場所や風水害、地震などの災害の発生も想定し、長年の使用、風雨、紫外線などに耐えうるものとする。

イ 安全性を十分考慮し、倒壊や、損傷することのないような構造とすること。

ウ 材質の選定にあたっては、選定理由を明らかにし、提案書に記載すること。

エ 維持管理の容易なものにすること。

(4) 記念碑の設置施工について

受注者は、事前に現地確認の上、設置施工業務に当たっては、歩行者及び通行車両の安全と円滑な通行を確保すること。また、周囲の建造物などを損壊しないようにするとともに、設置場所の現況を損なわないよう十分に注意すること。

そのほか、関係法令等を遵守するとともに、工事の計画・施工にあたっては、工程・施工方法・安全対策等について、十分な対策を講じ危険が生じないようにすること。

(5) 成果品等

業務完了にあたり、次に掲げる図書及びその電子データを提出すること。

ア 完了届

イ 業務報告書（完成図書）

ウ 写真（作業工程や、原材料等）

エ その他業務に要した資料

5 協議・打合せ等

業務における協議、打合せ等は、進捗状況に応じて行うこと。

また、協議・打合せにあたっては、発注者の指示する資料及び情報の提供を行うこと。

6 その他

(1) 受注者は、本業務により生じた産業廃棄物は適切な処理をすること。

(2) 受注者は、記念碑設置後、令和 3 年 10 月 23 日（土）に実施予定の除幕式終了まで、シート等で目隠しをすること。

(3) 受注者は成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に盛岡市に無償で譲渡するものとする。

- (4) 本業務のために撮影した写真, イラスト等の著作物について, 著作者人格者の主張を行わないものとする。
- (5) 本業務に係り, 提供したデータは, 本業務に限り使用することが可能であり, 他で使うことはできないものとする。
- (6) 本業務の履行に際し疑義が生じた場合, 発注者, 受注者両者で協議のうえ速やかに処置するものとする。
- (7) 本仕様書に定めるもののほか, 関係法令を遵守すること。